

滋賀県人権施策推進審議会第13期第3回会議 概要

日時：令和8年7月2日（木）14:00～16:07

場所：滋賀県危機管理センター1階 会議室1

1 出席委員（五十音順、敬称略）

伊藤いつか、糸島陽子、坂元茂樹、芝滝全弘、杉山佐枝子、樽井弘志、中江保子、
沼井哲男、浜内信也

2 議題

- （1）令和7年度人権施策基本方針等関連施策等の実施状況等について
- （2）令和8年度人権に関する県民意識調査について

3 議事

◎開会

◎管理監（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中9名出席

◎資料の確認

<審議事項>

議題（1）令和7年度人権施策基本方針等関連施策等の実施状況等について

<資料1-1に基づき、事務局より説明>

委員

相談窓口の充実については、相談が必要な方がどこにおられるのかが常に問題である。県の広報やSNSで周知しても、届かない所には届かない。滋賀レイクスとの協働など、様々なチャンネルを作っていく必要がある。また、相談された方が実際に満足しているのか、気になるところ。

もう一点、資料1-1の15ページの「チャレンジドWORK運動推進事業」について、求職者581名に対し就業者が42名というのは想定の範囲内なのか。

事務局（人権施策推進課）

相談窓口にとり着けない人がいることは大きな課題である。市町では人権擁護推進員を任命し、日頃の生活の中で困っている方を見つけ、相談窓口へ導く役割を担っていただいている。複数の問題を抱えた相談者もいるため、関係機関が連携しながら問題解決に向けて尽力しているところ。

「チャレンジド WORK 運動推進事業」については、面接会での就業者数が当該事業の実績として挙げられているが、障害者の就職に関しては、当該事業のほかにも行政や各機関で多くの事業に取り組んでおり、県全体として障害のある方を就業につなげられるよう取組を進めている。

会長

相談窓口については、各相談窓口で認知度を上げるための数値目標を設定し、認知度向上を調査することが一つの方法となる。滋賀レイクスの協力を得ているとのことだが、選手と触れ合う場を通じた人権学習の機会になっているのか。

事務局（人権施策推進課）

中学校のバスケットボール部などにレイクスの選手に来ていただき、練習を通じて相手を思いやる気持ちを高め、スポーツと人権意識を一緒に高める講座を実施している。今年の6月6日にも事業を実施したが、相手を思いやる声掛けにより、チームが一丸となって今後の大会に向かっていけるような姿を見せていただいた。

委員

実績数値について、前年度との比較があると効果把握ができるのではないかと。12 ページ3番の高齢者については、参加申込方法がインターネットのみになったイベントでは、インターネットを使えない高齢者の参加が減少している現状がある。電話やはがき等、従来からの手段も使えるような配慮があると良い。また、障害者の意思疎通支援に関して、聴覚障害者と盲ろう者だけでなく、高次脳機能障害や失語症者にも注力してほしい。

事務局（人権施策推進課）

令和6年度と令和7年度の実施状況比較については、資料作成時に検討する。高齢者のインターネット利用等については、全ての部局で人権尊重の視点を入れながら施策を進めることが重要であり、周知徹底を引き続き行う。障害者の意思疎通支援についても、関係部局と調整してまいりたい。

会長

高齢者にとってインターネット対応は大きなバリアである。パスワード変更一つとっても、若い人には簡単だが高齢者には困難であり、アナログでも対応できる配慮が必要である。

委員

資料 1－1 について、外国人と保護司の観点から読み準備してきた。18 ページ 6 番の外国人について「今後も増加することが予想される」とあるが、特定技能の一部は上限人数に達して終了、永住許可の手数料が 1 万円から 20 万円に値上げされるなどの影響により、増加傾向にあったベトナム人も徐々に減少してきている状況。本当に増加するのか疑問に思う。

また、資料の番号付けについて、説明資料では 1 番から 9 番までと 10 番の立て方に違いがある。説明では 9 番の「刑を終えた人」が飛んでいるが、なぜか。

事務局（人権施策推進課）

外国人人口については、現在のところ増加すると予測しているが、社会状況によって変わる可能性がある。

資料について、資料 1－2 には全分野の事業を記載しているところではあるが、今年度は 10 の分野を資料 1－1 に抽出して説明資料としてまとめた。委員ご指摘のとおり 9 番の「刑を終えた人」は説明資料には入れておらず、説明も割愛させていただいた。説明時間（の制約）や事業量が膨大であるため、全分野についての説明は難しいが、資料 1－2 で全体をご確認いただきたい。

会長

外国人問題について、高市内閣は「秩序ある共生社会」をキャッチフレーズとしているが、排外主義と一線を画す必要がある。ビザ更新料引き上げや経営資本金要件の厳格化など、外国人に厳しい施策が進んでいる。一方で日本は少子高齢化の中で外国人労働者に来ていただかねばならない状況にあるのに、台湾や韓国との競争に負けている。日本は自由権規約の締約国であり、内外人平等を定めている。外国人施策は今大きく変わろうとしているが、日本社会の方向性として管理の徹底だけでなく共生の考え方が必要である。

委員

2 ページのウ、社会教育のところで「しが生涯学習スクエア」貸出実績 48 件とあるが、どの年代が借りているのか教えていただきたい。そうすることで、どの世代にどの方法で人権施策を推進していくか、ターゲットが明確になると思う

事務局（人権施策推進課）

手元に資料がないため、担当課に確認する。申込の年代を記録していれば集計は可能と思われるので、調べた上で皆様にお伝えする。人権擁護推進員やPTAの人権委員からの問い合わせが多いものと推測するが、エビデンスをもとに確認し、お知らせさせていただきたい。

委員

20 ページ7番の患者のところで、難病やエイズ、ハンセン病の差別撤廃は重要だが、コロナ禍では患者だけでなく、医療従事者への偏見や不信が生じ、収束後は退職者も多く出た。医療従事者へのケアや支援体制について教えていただけることがあれば伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

委員ご指摘のとおり、コロナ禍の真ただ中、医療関係者やその家族、エッセンシャルワーカーに対する差別や、マスク警察や県外ナンバー拒否など、ひどい事例が散見された。滋賀県では、令和6年（2024年）から11月を「感染症を考える月間」として、危機管理、健康、人権の部門が一緒に啓発や注意喚起に取り組んでいる。

会長

人権教育啓発推進センターでも「STOP コロナ差別」を実施した。ウイルスは目に見えないため、患者さんや医療従事者という可視化された存在への差別が起きた。正しい知識を持ち正しく恐れることが重要である。

日本はハンセン病強制隔離の歴史があり、その被害は今も続いている。最近102歳の方にお会いしたが、昨年に栗生楽泉園を退所され、大阪で自立して暮らしており、解放された気分だとおっしゃっていた。

障害者権利条約では自立と地域包摂が重要とされている。政府が作成した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」では、障害者の自立をサポートしながら地域で暮らすことを重視している。先ほどの方は障害者手帳を持ちながら地域に溶け込んで暮らしておられ、自炊をされたり、毎日15分自転車を漕がれたりするなど、非常にアクティブである。このような姿を見ると、障害のある方が企業で採用されない理由は、求める人材と障害特性のミスマッチにあると考えられる。マッチングがうまくいけば、障害者雇用が進み、自立も促進される。このことは非常に重要である。滋賀県の継続的な取組に期待する。

委員

説明資料で10項目が立てられているが、1番から9番までは個別課題であるのに対し、10番だけが横串的なものではないかと考える。インターネット上の人権侵害は分野を超えて非常に問題になっており、啓発だけでなくモニタリングや削除要請も行われている。今後

においては、インターネット上の人権侵害を個別分野として位置づけるか、またはインターネットリテラシー向上に向けた教育啓発という項目立てにするか、検討が必要ではないかと思う。企業としても対処が課題になっているところである。参考意見として受け止めていただければと思う。

事務局（人権施策推進課）

ご指摘を踏まえ、今後検討させていただく。

会長

国の第一次人権基本計画ではインターネット上の人権侵害は個別課題に入れていたが、第二次では、委員ご指摘のとおり分野横断的なものとして別扱いにした。国も個別課題に対する誹謗中傷がインターネットを通じて行われることを認識し、この変更をした。

委員

去年もお願いしたことだが、相談支援体制について 6 ページから 7 ページで件数が掲げられているが、項目によって桁数が異なる。高齢者と障害者が 87 件と少なく見えるが、この数字のカウント方法により現状把握が難しくなるのではないか。より現状がわかるような数字の記載をお願いする。

事務局（人権施策推進課）

高齢者と障害者の 87 件は、滋賀県権利擁護センターで取扱った件数であるが、相談は同センターだけで受けているのではなく、各市町の地域包括支援センターなどでも受けている。資料 1－2 の 20 ページ、16 番に記載しているとおり、市町社協の利用契約数は 1,487 件であり、これよりも多くの相談があったものと推測している。説明資料の書き方については、今後の検討とさせていただきたい。

<審議事項>

議題（２）令和８年度人権に関する県民意識調査票の最終確定について

<資料２－１～２－４に基づき、事務局より説明>

会長

資料２－４の１７ページの間２２の１が「気にする」という表現になっているが、資料２－３の２８では「考慮する」から「気になる」に修正するとある。どちらが正しいか。

事務局（人権施策推進課）

調査票が誤っている。正しくは「気になる」「どちらかという気になる」「どちらかという気にならない」「気にならない」で作成する。

委員

子ども家庭分野の専門職として、子どもの権利や心理的虐待、家庭内の支配関係など、網羅していただいた選択肢に感謝する。ただ、問６の選択肢６「成績や学歴だけで子どもを判断すること」について、「子どもを判断する」というのが分かりづらい。子どもの「能力」を判断するなどを選択肢を修正しても経年変化に支障ないのではないかと思った。

もう１点、問４「人権侵害を受けたことがあるか」について、前は「見聞きした経験」も聞いていたと思うが、削除された背景を教えてください。会長が以前、このアンケート自体が啓発・教育的側面を持つとおっしゃったことに同感である。いじめ対応では傍観者を作らないことが予防教育として重視されているので、見聞きした経験を問うことに意味があるのではないか。

事務局（人権施策推進課）

成績や学歴だけで子どもを判断することについて、ご指摘は承知しているが、前回と同様の内容にして経年変化を迫る形としている。「能力を判断する」を付け加えても意味は変わらないとも考えられるが、子どもの「人格」や「適性」など、能力以外のこともあるので、特に問題がなければこのままとさせていただきたい。

問４について、見聞きしたというのは「いつ見聞きしたのか」、「どこで見聞きしたのか」、「誰から聞いたのか」が定まらず、本や講演会、啓発ビデオで見聞きしたなど範囲が広くなる。

これに対して受けた経験は、近年自ら受けた事実であるかどうかを把握しようとするもので、意識調査として「自ら受けた」という表現に改めたうえで調査を実施したいと考えている。

委員

問6の選択肢4「～聴かないこと。また適切な応答をしないこと。」が、他と異なり「。」がついている。表記を変えてはどうか。また、11ページの問13の設問に下線が入っていない。さらに、18ページの問23と問24について、問23は「最近一年間で」、問24は「過去3年ぐらいの間に」となっており、いずれかに表現を統一してはどうか。

事務局（人権施策推進課）

ご指摘のとおり修正するとともに、表現は統一するよう整理する。

委員

問7と問8を見比べると、同じようなことが書いてあるが文言が異なっている。どちらかに表現を合わせておいた方がいいのではないか。

外国人の無作為抽出について、外国人の割合が大きく変わると回答傾向も変わると思うが、そのあたりも込みでの無作為抽出なのか。また、外国人と日本人で傾向が異なるのであれば、フェイスシートにそのような表記が必要ではないか。

事務局（人権施策推進課）

問7と問8の文言統一については、経年変化の面で若干意味合いが変わってくる可能性があるため、関係課に確認した上で対応させていただきたいと思う。

外国人の無作為抽出について、県内における外国人の人口バランスを見た上で無作為抽出を行っている。たまたま何人か選ぶのではなく、決め打ちでない無作為抽出という意味である。フェイスシートへの記載は、台帳から対象者を抽出する際にこちらで把握しているため、記載してもらう必要はないと判断している。

委員

「気になる」と「気にする」では意味が大きく異なるのではないか。意図をはっきりさせたうえで、調査を実施されたい。

問20のウ「教育水準を高めるといこと」について、これは「差別を受ける側」が自らの努力で教育水準を高めて、安定した職に就いて生活力を高めるべきである、と思うかどうかを聞く設問か。

事務局（人権施策推進課）

被差別の方に責任を強いるという捉え方と、そのための環境や社会状況を整備すべきという捉え方の両方がある。ご指摘のとおり、地区の人に責任を強いるものであれば問題である。経年変化を追うため、現状のままとしているが、ご指摘の内容は重要であるので改めて検討させていただきたい。

委員

これは、そういった施策が必要かどうかを問うているのだと思う。

委員

地区の人に責任を押し付けていないかを確認させていただいた。

資料 1－1 で人権に関する相談窓口の周知を目標にしていたが、アンケート送付時にリーフレットなどを 1 枚ぐらい入れるというのは難しいのか。

事務局（人権施策推進課）

前回のご意見を踏まえて議論した。やはり 1 枚 2 枚のリーフレットが入っていると、それだけを見て調査には協力いただけない場合も考えられるため、今回はリーフレットの同封を控えさせていただきたい。

委員

問 20 のウについて、施策という言葉を入れて「教育水準を高める施策」にしたら、経年変化に支障はないのではないか。

事務局（人権施策推進課）

意図的にはそのように聞いており、概ね誤解を生じないで経年変化も大きく変わらないということであれば、修正可能と判断する。皆様のご意見としてはいかがか。

会長

事務局でそれでいいと判断されるのであれば、修正いただければと思う。私も同様の問題をアイヌ政策推進会議で経験している。アイヌの人には高学歴者が圧倒的に少ない現実があり、能力があっても高等教育を受ける環境にない人が多い。このように、本設問は現実の進学率など具体的データをもとに作られており、自己責任を問うものではない。委員のご提案については、庁内審議を踏まえて結論いただきたい。

時間になったため、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行を引き継ぐ。

◎閉会

（以上）